

地域組織のあり方検討の取組について

1 地域組織支援モデル事業（一括交付金制度）について

(1) 取組経過

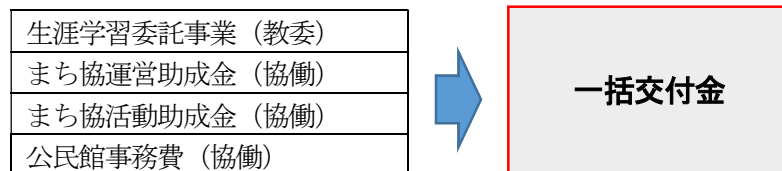
令和元年度からの2年間、地域組織の見直しを希望する地区（明治・用瀬・佐治）において、地域組織支援モデル事業を試行的に導入し、その成果や課題を検証しました。

ヒアリング調査を行った結果、組織の一体化と事業資金の一本化が、各地域の目標に向けたまちづくり及び地域課題の解決に一定程度、寄与することが確認できました。

この取組と成果等を地区へ情報提供するとともに、希望する地区に出向いて説明会等を行っており、年々一括交付金制度を利用する地区が増加しています。

一括交付金制度

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
 内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化
 まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付



導入状況 令和元年度：明治・用瀬・佐治（モデル事業）
 令和3年度：モデル事業3地区＋城北・末恒・豊実・福部 ≪7地区≫
 令和4年度：令和3年度実施地区＋湖山西・大茅・成器・逢坂 ≪11地区≫

(2) 今後の取組

これまでと同様に、地域の判断で一括交付金制度を選択できるよう柔軟に対応することとし、地域の希望に応じて説明会を開催します。

地域課題の解決にチャレンジする地区（地域組織）に対して、一括交付金に新たな支援メニューを設けるなど制度の充実について検討します。

2 佐治地区における地域拠点施設への指定管理者制度導入について

(1) 取組経過

モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、地区の活動拠点である佐治町コミュニティセンターの管理運営事業の受託について意向が示され、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ねてきました。

その結果、令和3年度から拠点施設に指定管理者制度を導入し、地域組織（NPO法人 さじ未来）による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進しています。

同時に同施設を地区公民館条例の適用外施設（佐治地区公民館を公民館条例から除外）とし、佐治町コミュニティセンターで地区公民館機能を確保しつつ、社会教育法の制限を受けずに、より多様な目的で活用できる施設としています。

●指定管理者：NPO法人 さじ未来（まちづくり協議会事務局）

●指定管理期間：R3～5年度：3年間

(2) 現在の状況（ヒアリング結果）

- ・民間事業者が物品販売で施設を利用。今後は特産品（梨など）の販売も検討したい
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーを設置、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく
- ・指定管理者制度の導入前から一括交付金によって「公民館の生涯学習事業」と「まちづくり事業」を一体化しており、施設が公民館条例から除外（社会教育法の適用外）されても影響はない（まちづくり協議会が地域ニーズを把握して地域の生涯学習事業を担っている）

(3) 今後の取組

指定管理者制度の導入を希望する地域があった場合は、地域と意見交換を重ねて、可能な限り地域の意向に沿えるよう努めます。（全市一律に指定管理者制度導入を進めるものではありません。）

地域コミュニティの拠点としての地区公民館のあり方を検証し、求められる機能や運営方式について継続して検討します。

3 地区公民館の多機能化に向けた検討について

(1) 検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館で地域のアイデアを実現できるよう、社会教育法による制限を受けない『多様な目的で幅広く活用できる施設』への移行を検討しています。

(2) 検討経過

令和3年3月 鳥取市市民自治推進委員会からの意見書を受け、協働のまちづくり推進本部にて今後の地区公民館の方向性について確認

○方向性：将来的な「まちづくりセンター条例（仮称）」の制定に向けて検討

10月～ **公民館職員との意見交換**（全13ブロックで実施）

11月 自治連正副会長会で意見交換（幅広い施設活用に賛同）

12月 **広報モニターアンケート、LINEアンケート**を実施

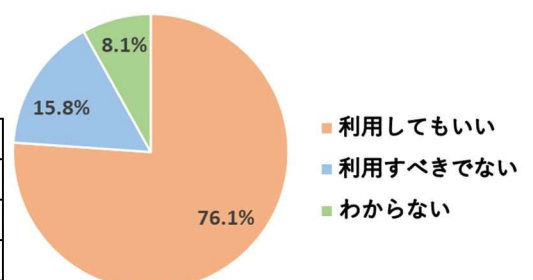
公民館職員との意見交換では、物資販売や民間事業者への貸出など施設の活用の幅が広がることに賛成する意見が多い結果でしたが、一方で、次のとおり懸念する意見もありました。

- ・生涯学習を担保することが必要（生涯学習がないがしろにされるのではないか）
- ・使用許可する判断基準が必要
- ・地元住民の利用を優先することが必要（どこまで民間に貸すか）
- ・公民館は安心というイメージを企業に利用されないか不安
- ・他地域の方が利用する際、施設や鍵の受け渡し等の管理が不安
- ・使用料の徴収や管理の負担が増えることが不安

《アンケート結果（ウェブサイトで公開中）》

Q. 民間事業者が営利目的で公民館を利用することについて
どう思うか。

| | 市政モニター | LINEアンケート | 計 | 割合 |
|----------|--------|-----------|-----|-------|
| 利用してもいい | 43 | 304 | 347 | 76.1% |
| 利用すべきでない | 23 | 49 | 72 | 15.8% |
| わからない | 9 | 28 | 37 | 8.1% |



地区公民館の多機能化に向けた検討について

| | 《地区公民館》 | 《新しい施設 検討案》 ※他市事例を基に作成 |
|-----------|--|---|
| 所 管 | 教育委員会 | 市長部局 |
| 設置根拠 | 社会教育法第 21 条第 1 項 | ・社会教育法第 21 条第 1 項（特例承認により市長部局へ移管） ・地方自治法第 244 条（公の施設） ※どちらか |
| 運営体制 | 直営 | 直営 ※地域から要請があれば他の運営方法も検討 |
| 設置目的 | 社会教育を振興し住民の福祉を図る （市公民館条例） | 豊かな地域社会の創造（自治基本条例） 社会教育を振興し住民の福祉を図る（市公民館条例） 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与 （コミュニティ施設の設置管理条例） ※統合理 |
| 利用の 対象 | 当該地区公民館の設置区域内の住民とする。ただし、 教育委員会が社会教育の振興上必要と認めた場合は、そ れ以外の者も利用可（市公民館条例） | 地区住民以外の利用も可とする。 （禁止事項に該当しなければ許可） 設置区域内の住民の優先利用については今後の検討 |
| 業務分掌 | （市公民館条例施行規則） （1）対象地区の社会教育、文化及び社会体育行事等の実 施並びに奨励に関する事 （2）対象地区の社会教育のための各種学級、講座の開 設及び運営に関する事 （3）対象地区の社会教育関係団体の育成に関する事 （4）町内又は部落公民館活動の奨励援助に関する事 （5）その他公民館に関する事 | （新たな施設で行う事業を条例に定める） （1）生涯学習の推進に関する事 （2）地域コミュニティ活動の支援に関する事 （3）その他まちづくりに関する事 ※「施設の設置目的」と「職員の業務分掌」を整理 |
| 使用料 | 規定なし | 条例に規定して徴収（施設の設置目的に沿えば減免） 減免ルール等は、今後の検討 ※佐治町コミュニティセンター 会議室（広さにより 100～700 円/H、17 時以降は 2 倍） （営利目的は 10 割増、冷暖房設備の利用は 5 割増） |